いじめ防止等のための基本方針



秋田県立大曲工業高等学校

いじめ防止等のための基本方針

秋田県立大曲工業高等学校

1 いじめ防止の基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは「当該生徒が、一定の人間関係のある他の生徒から心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

(2) いじめ防止の基本姿勢

全ての生徒及び教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こ り得る」という認識をもち、全校生徒が「いじめのない明るく充実した学校生活」を送ることがで きるように、いじめ防止等のための対策を以下の基本姿勢をもとに定める。

- ①いじめは人権を侵害する不当な行為であり、「いじめは絶対に許さない、見過ごさない 学校づくりに努める。
- ②いじめられている生徒の立場に立ち、当該生徒の安全を守る。
- ③いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ④いじめの早期解決のために、学校だけでなく、家庭・地域・関係機関等と連携を深め、 解決にあたる。
- ⑤保護者との信頼関係を築き、学校と家庭が協力をして解決および事後指導にあたる

2 いじめ防止のための指導体制と組織的対応

(1) いじめの未然防止と早期発見のための体制

教頭、生徒指導主事、学年主任、学科主任、養護教諭からなる、「いじめ防止対策委員会」を設置し、定期的に開催する。委員会の取組内容は次のとおりとする。

- ①研修会の企画立案
- ②アンケートの実施と結果報告
- ③未然防止及び早期発見の取組
- ④生徒状況報告
- ⑤全教職員への周知徹底
- (2) いじめを認知したときの解決に向けての体制

いじめを認知した場合は、校長、当該学級担任、当該部活動顧問等関係職員を加えて委員会を開催するとともに、全教職員が一体となってその解決に向けて次の内容の取組みを行う。

- ①事実関係の正確な調査・把握
- ②被害者、加害者又は全体に対して具体的な指導方針の決定
- ③保護者と連携をとりながらいじめの解決指導
- ④警察等外部の関係機関と連携をとりながらいじめの解決指導
- ⑤事態収束まで継続指導・経過観察

なお、必要に応じてスクールカウンセラーも委員会に参集する。

3 いじめの未然防止

「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こり得ること」や「いじめは絶対に許されないこと」であるという共通認識のもと、学校における教育活動全体を通して指導する。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) いじめに対し「傍観者」の立場にいる生徒も、いじめに加担していることを認識させる。
- (3) 生徒一人一人がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる適切な集団づくりに 努める.
- (4)人権教育・道徳教育・特別活動を通して規範意識を高め、集団での好ましい人間関係づくりを図る。
- (5) 情報モラル教育の充実・改善に努め、インターネット社会の功罪について確かな理解を図る。

4 いじめの早期発見

いじめは、教職員・保護者が気付きにくい形で行われることから、いじめを早期発見するために、 学校・家庭・地域・関係機関が連携して情報収集に努める。

- (1) 生徒のサインからいじめを早期発見する。
- (2) 教育相談を充実させていじめを早期発見する。
- (3) アンケートの実施からいじめを早期発見する。
- (4) 家庭や生徒情報、地域情報からいじめを早期発見する。

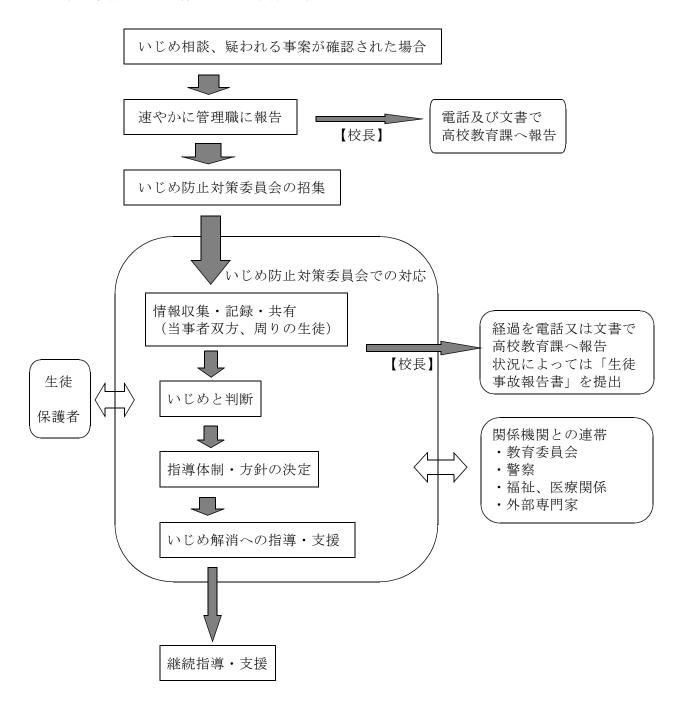
5 いじめに対する措置

いじめられている生徒の立場に立ち、当該生徒の安全を守るとともに、いじめる生徒に対しては、 毅然とした対応と粘り強い指導を組織的に行う。

- (1) いじめを発見した場合は、速やかにその行為をやめさせるとともに、いじめの事実の有無を確認し、「いじめ防止対策委員会」を開催する。
- (2) いじめを受けた生徒やいじめを通報した生徒には、学校全体で心配や不安を取り除き、安全を確保する。
- (3) いじめを行った生徒には、いじめは決して許されないという毅然とした態度で対応する。 また、教育上必要があると認めるときは、適切な指導を加える。
- (4) いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者に事実関係を丁寧に報告し、 解決のために保護者と連携して誠実に対応する。
- (5) いじめにより心身や財産に重大な被害が生じるおそれがあるときや、犯罪行為と認められる場合は警察と連携して対応する。

6 重大事態への対処

- (1) 重大事態とは、次に掲げる①②の場合をいう。
- ①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (2) 当該事案が重大事態であると認められる場合、速やかに県教育委員会へ事態発生について報告する。
- (3) 重大事態が発生した場合、生徒の人権や個人情報に十分留意した上で、質問紙調査や聞き取り等適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、調査結果については県教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、適時、適切な方法で必要な情報を提供する。



いじめ防止対策委員会(組織図)

いじめ防止等を組織的に行うための指導体制を以下の通りにする

《組織図》

